

平成27年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年8月6日（木）午後2時 玉名市役所4階 会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	中島 浩輔	23番	徳井 勝美	24番	田上 敏正
25番	寺井 廣喜	26番	宇佐 勝則	27番	今上 公男	28番	平本 博
29番	永田 眞一	30番	井本 義和	31番	尾池 秀實	33番	丸山 陽治
34番	堀田 昌子	35番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

32番 中村 亘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第49号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第50号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第51号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第52号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第53号 農用地利用集積計画の決定について
第54号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第19号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは現在の委員、35名中、天水の中村亘委員から欠席の届出がっておりますので、34名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから、平成27年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） まず、永田会長から御挨拶をいただきまして、引き続きまして、会議規則第4条によりまして議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。猛暑が続く大変暑い中にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。この前の3日の夜は歓送迎会、大変盛り上がりましてお疲れ様でございました。これからまたお互いに顔見知りにもなりまして、一生懸命取り組んで参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、これから議事に入りたいと思っておりますけれども、本日の議案は、議第49号より議第54までの74件と、報告第18号より第19号の26件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、5番の赤松委員と6番の横手委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第49号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1ページをお願いいたします。議第49号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岩崎と築地の申請人で、申請物件、築地の畑735㎡、労力不足と経営拡張による売買です。

2番、熊本市と大浜町の申請人で、申請物件、大浜町の田1,985㎡、労力不

足と小作地取得による売買です。

3番、岐阜県池田町と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町の宅地414㎡外2筆、計2,807㎡、弟へ贈与するものでございます。

4番、横島町の申請人で、申請物件、横島町の田2,303㎡、子へ贈与するもので、次の5番と関連がございます。

5番、横島町の申請人で、申請物件、横島町の田2,256㎡外8筆、計15,842㎡、子へ一括贈与するもので、前の4番と関連がございます。

6番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件、横島町の田944㎡外1筆、計1,474㎡、労力不足と経営拡張による売買です。

7番、天水町の申請人で、申請物件、天水町の畑145㎡、相手方の要望と経営拡張による売買で、次の8番と関連がございます。

8番、天水町の申請人で、申請物件、天水町の畑777㎡、労力不足と小作地取得による売買で、前の7番と関連がございます。

9番、阿蘇郡産山村と天水町の申請人で、申請物件、天水町の畑526㎡、労力不足と経営拡張による売買です。

以上9件、合計26,594㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても何ら問題ないこと、また下限面積要件も超えているから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしました。御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。なお、3番については申請人が農業委員本人でございますので、まず1番2番そして4番から9番、これを審議しその後に3番を審議いたします。

1番の方、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番の赤松です。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、高齢者であります。農業に意欲的で下限面積も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） 2番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。

譲渡人は労力不足、譲受人はただいま小作関係にありまして、その小作を取得するというのでございます。譲受人も田の面積も十分でありますし、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） それから4番、5番は同一委員でございますので、続けてどう

ぞ。

○25番（寺井廣喜君） 25番、寺井です。4番と5番の案件は、譲渡人と譲受人は親子でありまして、子への贈与ということで何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは6番、どうぞ。

○28番（平本 博君） 28番、平本です。6番の案件は譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。7番、8番、9番、これも同一委員の担当でございますので、続けてどうぞ。

○35番（村端一弘君） 35番、村端です。7番の案件は、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張で下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

8番の案件は、譲渡人は労力不足、譲受人は小作地取得で何ら問題ないと思います。

9番も譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で下限面積も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移りたいと思います。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番、2番そして4番から9番まで原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして3番の審議に移りますけれども、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づきまして、議事参与の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

（中嶋委員 退席）

○議長（永田知博君） それでは3番、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 3番について、20番の斎藤です。3番の案件は譲渡人と譲受人は兄弟であり、弟へ贈与ということで何ら問題はなく、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問はないようでございますので、採決に入ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、3番を原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第49号3番については、許可することに決定いたします。

次に、議第50号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第50号、農地の使用貸借権設定許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、石貫の申請人で、申請物件、石貫の田2,840㎡、新規就農により、平成27年8月6日から10年間契約するものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件、横島町の畑51㎡外4筆、計9,204㎡、農業者年金受給により、平成27年8月6日から10年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件、横島町の田4,360㎡、農業者年金受給により、平成27年8月6日から10年間契約するものです。

以上3件、合計16,404㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項各号禁止規定から、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件を超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順に、担当委員の説明をお願いいたします。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。主要管理人は27歳という若さで、新規就農をされます。今現在は、お父さんと一緒に家族間の中でお父さんの手伝いをしながら、新規就農に向けた農業の作業を行っているところでございます。今回、3年程度たちましたので、自分で自立したいということで、この新規就農が上がってきております。ほかにも利用権設定のほうでも、貸し借りのほうで6件ぐらいの利用権設定のほうを行っております。

ここに皆さん方にちょっと、新規就農で何で49,000㎡も経営面積があるの

かなと不思議がられると思いますけど、ここにうたっているのは、お父さんと家族のお父さん名義、おばあちゃん名義あたりの元の家族の全体の面積が、ここに上がっているものでございます。新しく今度新規就農された暁には、この2,840㎡と利用権設定のほうの6件分の面積がこの人の面積として台帳に上がってくるものと思います。精一杯頑張っ、いちじくとか米、スナックエンドウあたりを今後作付けするということでございますので、何ら問題ないと判断いたしました。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは2番、3番は同一委員でございますので、続けてどうぞ。

○27番（今上公男君） 27番、今上です。2番、3番の案件について説明します。使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。後継者は専業で農業をしておられ、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。担当員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 異議がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第50号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第51号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 5ページです。議第51号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件、秋丸の田1,149㎡、転用目的が共同住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件、玉名の畑593㎡、転用目的が共同住宅です。農地区分は上下水道管が埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に二つ以上ある農地で、第3種農地と判断いたしております。

以上、2件、合計1,742㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転

用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げております。また地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 3番、玉名町の清田です。1番の案件について御説明申し上げます。場所は秋丸のですね、坂本産婦人科の北側で市道を挟んだ所に、共同住宅ということで木造の二階建てで1棟ということでございます。今10戸の建設に伴う申請ということで。南側が市道ということでございます。東側は里道で、北と西側が三方張りの水路になってるという状況です。上下水道は南側の市道に接続ということで。宅地内の汚水は北側水路に放流ということで、また土砂の流出がなきようにですね、ブロックで囲うという計画でございます。何ら問題はなく、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは2番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。2番の案件について御説明をいたします。申請人が共同住宅を建設するための転用申請ということで、申請地には上下水道が埋設された市道の沿線にありまして、先ほどありましたように教育機関が500m以内に二つ存在しているということで、第3種農地ということです。転用計画は共同住宅1棟で6世帯を建設するもので、資金計画問題ありません。給排水計画は、生活排水は既存の下水道、それから雨水は既存の道路側溝に放流するとなっています。それから周りの農地への被害というのはないというように思います。現地調査の結果、立地基準の面、それから被害防止の面から転用の許可基準を満たすものと判断をいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、2番の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第51号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第52号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたし

ます。

事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第52号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件、繁根木の畑270㎡、転用目的は駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件、繁根木の畑132㎡、転用目的は駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件、岩崎の畑584㎡、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

4番、申請物件、立願寺の畑1,533㎡、転用目的はポニー牧場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区分内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

5番、申請物件、松木の田299㎡、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

6番、申請物件、築地の畑1,826㎡、転用目的が花壇、遊歩道及び広場です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたし、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

7番、申請物件、築地の田200㎡、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

8番、申請物件、滑石の田181㎡、転用目的は敷地拡張です。農地区分は概ね10ha以上の一連の農地の区域で第1種農地と判断しております。第1種農地については原則無許可でございますけど、既存施設の拡張ということで許可可能でございます。

9番、申請物件、中坂門田の畑1,002㎡外2筆、計2,433㎡、転用目的は149.76kwの太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

10番、申請物件、岱明町の畑1,016㎡、転用目的は99.8kwの太陽光発電施設です。農地区分は、JR、市役所支所がおおむね500m以内に存在する農地で第2種農地に該当し、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

11番、申請物件、岱明町の畑294㎡、転用目的が宅地拡張です。農地区分

はおおむね10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地は原則無許可でございますが、既存施設の拡張ということで、許可可能でございます。

12番、申請物件、岱明町の畑1,692㎡、転用目的は建売住宅1棟及び貸家3棟です。農地区分は都市計画法に規定する用度区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

13番、申請物件、岱明町の畑330㎡、転用目的は個人住宅です。農地区分は上下水道管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に二つ以上ある農地で、第3種農地と判断いたしております。

14番、申請物件、岱明町の畑136㎡外1筆、計998㎡、転用目的は47.2kwの太陽光発電施設です。農地区分は土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断をいたしております。

以上、14件、合計11,788㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準での全て項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしました。

また地元委員さんの同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたしますが、1番から5番まで同一委員の担当でございますので、一括して説明をお願いしたいと思いますけれども、4番につきましては始末書が添付されておりますので、4番の後には始末書を朗読いたします。

それでは1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、玉名町の清田です。1番から5番の案件について御説明を申し上げます。

1番の案件は、場所は山本眼科の北東側でそこに譲受人が、近くに個人事務所を経営中ということで駐車場としての申請ですが、南側に市道に面しているということで。現状は市道より一段高くなっているということで、スロープを付けて利用するということです。雨水は南側の市道側、側溝に放流ということで、許可相当でございます。

2番の案件は今の1番の案件の隣接地ということで、北側に譲受人の個人住宅があるということで。現在は近くに駐車場を借りておられるということで、何かと不便を感じておられるということで、駐車場としての申請ということです。西側が市道に面しておりますが、ここも市道より一段高いということで、スロープを付け

て侵入する計画で、駐車台数は2台の計画ということです。雨水は西側市道の水路に放流ということで、現地の調査の結果、許可相当と判断いたしました。

3番は、場所は玉名町小学校の西側に位置しておるということです。南と東側は市道に面しておるというふうな、北側が住宅地ということで、西側が現在畑地ということで、宅地分譲の適格な目的に伴う申請ということです。隣接境界にはブロックで囲うということで、土砂の流出は防止するということでございます。上下水道、雨水等、市道側に埋設されており何ら問題なく、許可相当でございます。

－ 4番の案件について始末書朗読－

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは4番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 4番の案件ですが、場所は疋野神社の北東側ということで、高台にあるということでございます。南側のみが山林で、その他は畑地ということでございます。転用目的はポニーの飼育と乗馬体験により、ポニーと触れ合うという癒しの場を設けるということで、道徳や情操教育に寄与したいということで、申請人は立願寺地区でポニー愛好会を設立されているという方でございます。現在2頭のポニーと木造の畜舎ですね、9㎡とビニールハウスの物置が20㎡が設置済みということでございます。雨水は地下浸透ということと、馬糞はコンポストに保管ということで、また馬体の洗浄ということで、バケツ数杯分は北側の隣接地に散水ということでございます。その土地も愛好会の会員の土地ということでございます。始末書が提出されているものが担当地区委員としては追認して、許可相当と判断いたしておりますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

5番の案件ですが、場所は農協六田のきらめきの直売所、東側の大通りの北側の一角という。周辺地区はですね、現在宅地化が済んでいて周辺は宅地化しております。木造二階建の個人住宅建設に伴う申請ということで、宅地基盤整備のためにされた地区ということで問題はなく、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。それでは6番、7番、これも同一委員でございますので、続けてどうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、築山の赤松です。6番の案件について説明いたします。場所は岱山苑って御存じですかね、これはもともと岱山苑からの申請で、申請人は花壇と遊歩道及び広場を造成したいということで、申請があっております。雨水は自然浸透、そのほかオーバーフローした分は隣接地への排水で、隣接地の土地の所有者については同意を得ており、また西側が岱山苑の駐車場でございます、そこに排水をしたいということです。それとその駐車場を除く周りには、高さ約1mのフェンスを設けて、被害等がないようにするというものです。それと周りがちょっと三方が住宅地なんですよね。だから、その一角で畑を公園にすると周りの人も喜

ばれ、それから、岱山苑の入所者もそこで心安らげる場所になるんじゃないでしょうかということで作りますという説明もありました。現地調査の結果、許可相当と判断しますのでよろしく御審議をお願いします。

それから7番の案件について説明いたします。申請地はマルエイの東側にあたります。マルエイの築地店ですね。それで、宅地分譲造成を前の時に申請されたんですね。そこの先のほうに農地が、ぶどうを作っておられるんですけど、そこに道がないから、できればそこに道を造ってあげたいから、ただであれするわけにはいけないから、交換地としてこの農地をもらえないだろうかというところでの申請でございました。生活排水等は市道放流で、雨水は道路の側溝へ放流ということで被害等はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と判断をしました。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。8番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番の井上です。これは資材置場としての拡張でございまして、排水についても雨水は敷地内に浸透します。土砂の流出はブロックで流出を防ぐそうです。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは9番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この9番の案件は、売電目的の太陽光パネルの設置です。768枚設置の149.7kw出力です。現地を見てみますと、東のほうに側溝が入っていて東側傾斜になつとるもんで、別に何も問題はないということで見ました。現地調査の結果、ここはもう許可相当と思いました。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。それでは10、11、12、13、同一委員さんでございまして。順次どうぞ。それから11番につきましては、始末書が添付されておりますので、その時点で朗読いたします。それでは10番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番田上です。10番の案件について説明します。場所は大野下駅から500mぐらい離れた所の農地で、第2種農地だそうです。大体、もともと岱明町役場の北側にあたります。その買人は熊本市で発電事業の会社を営んでおられる人ですけれども、この件の北側、西側、東側にも数箇所設置しておられます。今回はシャープ製の太陽光発電施設を設置されるそうですが、自分の会社の持ち物が周りにいっぱいあるので、排水関係は支障ないそうです。雨水等もあぜを利用して自然に浸透させて、隣接地に迷惑を掛けるようなことはないそうですから、許可相当と判断しました。

○事務局長（上村健也君） －4番の案件について始末書朗読－

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは11番、どうぞ。

○21番（田上 一君） はい。ただ今事務局から始末書が出たとおりです。譲受人は本件の土地の横に自宅を建てておられます。譲渡人は自宅の横の土地をおじさんが購入して、そのおじさんの土地にカーポートを建てたり、進入路を造ったりいろいろやっておられたわけですが、おじさんの許可はもらってるから、そのまま許可はいらんだろうというような判断だったと聞いております。しかし、今度は許可を取ってそのための申請を出されたということですから、問題はないと思います。本件の土地の自宅の西側に宅地があって、その本件の土地は農地として使えるような農地じゃないというように思いました。もちろん倉庫を建てた折には、排水あれこれは迷惑の掛からないように集水枠をつくって市道の側溝に流すそうですから、許可相当かと判断しました。

12番です。譲受人は玉名市岱明町で土木建設業を営んでおります。譲渡人は兵庫県に住んでいて土地の管理が十分にできず、譲渡されたそうです。また大野下駅、岱明幼稚園、古庄病院などが近くにあるため、借家3軒、建売住宅1軒を建築予定だそうです。配水は玉名市の上水道に接続する。それから生活雑排水は町の下水道に接続。雨水等は敷地内に溜枡を造り、側溝に流すそうです。周辺に被害が及ぶというようなことはないようにということでお願いもしておりますし、十分注意するそうですから、許可相当と判断しました。

13番です。13番は貸人、借人、親子関係にあります。現在、借人は玉名市築地のアパートに親子4人で生活しておりますが、子供の成長とともに住まいが手狭になってきたし、また将来両親の面倒を見るために父親の所有している土地を借りて新しく新築予定だそうです。ここも大野下駅、幼稚園、古庄病院等が近くにあるため、ここを計画されたそうです。生活雑排水及び汚水などは下水道管に接続するし、雨水等は地下浸透、処理できない分は溜枡を造って、道路側溝に流すような計画をされておるので、これも許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。それでは14番、どうぞ。

○22番（中島浩輔君） 22番、中島です。14番の案件について説明いたします。申請人は太陽光発電施設のパネルが216枚の47.2kwの施設を増設することですが、太陽光発電の施設ですので生活排水は発生いたしません。雨水は自然浸透を図り、オーバーフローの分は敷地の北側の道路の脇の側溝へ放流いたします。被害等はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。1番から14番まで担当委員さんの説明が終わりました。

皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第52号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第53号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 10ページをお願いします。議第53号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定するものとする。平成27年8月6日玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙農用地利用集積計画案のとおり玉名市等より意見を求められております。13ページから16ページまでの計40件の集積でございます。16ページの下の方で、所有権移転が12件の30,675㎡、利用権設定が28件の112,879㎡で合計40件の143,554㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第53号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第54号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 17ページでございます。議第54号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3

項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成27年8月6日、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。18ページの集計表で計6件、27,954㎡の計画案のとおりで、先の議題の議第53号の35番から40番で決定された農用地利用集積計画の中で中間管理機構と利用権設定を行ったものでございます。今回の配分計画案を決定することにより、県知事が利用配分計画を許可し、告示し、農地中間管理機構が受け手になり、農地を貸し付けるということになります。以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようございますので、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議ないものと認め、議第54号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第18号から報告第19号を一括して事務局に説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 19ページをお願いいたします。報告第18号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は19ページから24ページまでの合計22件67,023㎡の解約通知を受理しております。

次に25ページをお願いいたします。

報告第19号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので御報告いたします。平成27年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は合計4件の28,315㎡の届出を受理しております。

以上で報告2件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。報告第18号、報告第19号を一括して報告いただきました。御質問、御意見ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を以上をもって終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。慎重なる審議をいただきまして誠にありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） 本日の農業委員会総会はこれもちまして閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時57分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年8月6日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 赤松 繁之

農 業 委 員 横手 良弘